

令和4年11月1日	
資料提供	
担当課(室)	青少年・男女共同参画課
担当者	三浦
電話(直通)	073-441-2510

11月12日～11月25日は、
『女性に対する暴力をなくす運動』
期間です。



女性に対する暴力根絶のための
シンボルマーク

目的

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、パートナーや恋人からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラースメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

この運動は、市町村や関係団体との連携、協力のもと、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的としています。

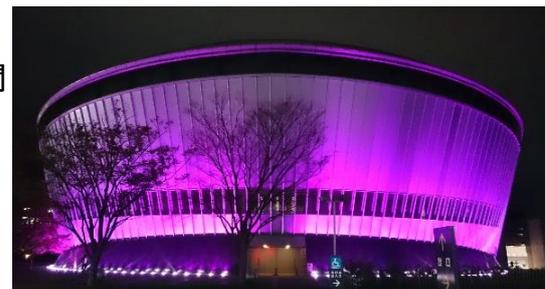
また、女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権尊重のための意識啓発の充実を図ります。

期間

令和4年11月12日(土)～11月25日(金)までの2週間
(11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。)

主唱

内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁



和歌山ビッグホエール
パープル・ライトアップの様子

本県の取組

☆ パープル・ライトアップ(和歌山ビッグホエール)

実施日時：令和4年11月12日(土)～25日(金)の日没から21:00まで

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、和歌山ビッグホエールを紫色にライトアップします。

パープル・ライトアップには、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して、「ひとりで悩まず、まずは相談をしてください。」というメッセージが込められています。令和3年度には、全国47都道府県、327施設で実施されました。

☆ 広報ラジオ「県庁だより」による啓発

☆ 市町村や支援団体の御協力のもと、県内各地で街頭啓発を実施

※ なお、期間中県男女共同参画センター“りいぶる”においても、パープルリボンキャンペーンを実施します。(令和4年10月20日付資料提供)

(※その他県内各地で実施される取組については別紙をご覧ください。なお、新型コロナウイルス感染症の発生状況等によっては、中止となる可能性があります。)